

舎生心得

熊本県立盲学校
寄宿舎

令和8年度（2026年度）

第1章 総則

(目的)

- 第1条 舎生心得
- 2 改定方法

(基本理念)

- 第2条 生活目標
- 2 人権意識

(定義)

- 第3条 開舎・閉舎
- 第4条 帰省・帰舎
- 第5条 通学路
- 第6条 成人

第2章 日常生活

(日課)

- 第7条 日課表

(時間に関するルール)

- 第8条 平日・祝日の門限
- 2 帰舎日の門限

- 第9条 入浴

- 第10条 自習時間

- 第11条 点呼・延灯

(届け出)

- 第12条 外出届
- 第13条 外泊届
- 第14条 カミソリ使用許可願
- 第15条 与薬依頼書

第3章 公共施設の利用

(服装)

- 第16条 共有場の服装

(舎室)

- 第17条 掃除

- 第18条 配置

(談話コーナー)

- 第19条 使用時間

- 2 飲食

- 3 TVの視聴・録画

(食堂)

- 第20条 利用目的

(生活訓練室)

- 第21条 利用手順

- 2 留意事項

(共有物)

- 第22条 共有物一覧

- 第23条 空調設備の使用

第4章 食事・衛生

(禁止事項)

- 第24条 退舎要件
- 第25条 移動制限
- 第26条 禁煙
- 第27条 酒類持ち込み禁止
- 第28条 政治的・宗教的な活動について

(舎食に関するルール)

- 第29条 舎食を食べる場所
 - 2 舎食の注文
 - 3 取り置き時間
 - 4 持ち込み禁止

(衛生管理)

- 第30条 飲食物の管理・ゴミ捨て
- 第31条 衣類・寝具類の管理
- 第32条 大掃除・害虫駆除

第5章 安心・安全

(貴重品の管理)

- 第33条 売買・貸借の禁止
- 第34条 鍵の貸与
 - 2 鍵の返却

(悩み・相談の対応)

- 第35条 相談体制

(感染症の予防)

- 第36条 新しい生活様式（手洗い・うがい・マスク）
 - 2 換気

(病気・けが)

- 第37条 病臥者の対応
 - 2 けがの応急処置

(防災・危機管理)

- 第38条 訓練への参加
 - 2 非常時の備え
 - 3 薬の管理
 - 4 緊急呼び出し

第6章 通信・情報

(電話)

- 第39条 通信機器の使用
 - 2 外線の使用・取り次ぎ

(情報端末)

- 第40条 情報端末の使用
 - 2 情報モラル

第1章 総則

(目的)

第1条 この舎生心得（以下、「心得」という。）は、寄宿舍で集団生活を送る児童生徒（以下、「舎生」という。）が守るべき事項を定めることを目的とする。

2 本心得の改定は、自治会代表者（以下、「双葉会役員」という。）と寄宿舍指導員が年一度の見直し会議を開催し、PTA役員会の承認と校長の決裁を得るものとする。

(基本理念)

第2条 舎生は、寄宿舍での生活目標を定め、学習と自己実現に励むこと。

2 舎生は、互いの人格やプライバシーを尊重し、協力して生活する。

(定義)

第3条 原則として、月曜日を開舎、金曜日を閉舎とする。中学部以上の生徒で日曜祝日に前泊を希望する者は、相談の上決定をする。部分泊、前日帰舎については、年度初めの決定に従い、年度途中での変更は行わないものとする。

第4条 寄宿舍から自宅へ帰る場合を帰省、自宅から寄宿舍へ戻る場合を帰舎とする。単独での帰省または帰舎を希望する者は、相談の上でこれを許可する。

第5条 寄宿舍西側玄関から学校生徒昇降口において、点字ブロックが敷設された道路を通学路とする。登下校は通学路を通るものとする。

第6条 高等部本科普通科を除く満18歳以上の者を成人とする。但し、必要に応じて保護者、家族の意思確認を行うものとする。

第2章 日常生活

(日課)

第7条 舎生は、寄宿舍の日課に沿って規則正しい生活を送ること。

	平日（月～金）	休日（土日・祝日）
起床	7：00	7：30
朝食	7：30	8：00
登校	8：20	
昼食		12：30
入浴	下校後～19：15	帰舎後～19：15
夕食	17：30	
自習	19：30～21：00	
点呼	21：00	
消灯	22：00	

(時間に関するルール)

第8条 平日、祝日ともに門限は19時とする。やむを得ない事情で門限に遅れる場合は、必ず寄宿舍に連絡すること。

2 帰舎日について、成人あるいは保護者同伴に限り、門限を20時50分とする。それ以降の受け入れはしない。

第9条 入浴時間は、曜日や時季を問わず19時15分までとする。

第10条 自習時間は19時30分から21時までとし、集中して学習に取り組むこと。また、他者の学習の妨げとならないよう、生活音を伴う活動は控えること。

第11条 個別点呼を21時に自室にて受けること。健康状態や翌日の予定を確認し、学習に伴う延灯の希望があればその場で申し出ること。

(届け出)

第12条 外出の希望がある場合は、職員室にて『外出届』に必要事項を記入すること。

第13条 週半ばに外泊の希望がある場合は、『外泊届』に必要事項を記入すること。

第14条 カミソリ使用を希望する者は、『カミソリ使用許可願』を提出し、カミソリの形状や保管場所、処分の方法等を職員と確認すること。

第15条 服薬や薬の管理に不安がある者は、『与薬の預かりと使用依頼書』を寄宿舍に提出すること。

第3章 公共施設の利用

(服装)

第16条 就寝時の服装のまま居住棟を出ないこと。

(舎室)

第17条 公共施設は、丁寧かつ清潔に利用すること。舎室の掃除は毎週日時を決め、自主的に行うこと。

第18条 緊急時の避難経路を確保するため、舎室の机とベッドの配置は変えないこと。

(談話コーナー)

第19条 談話コーナーの利用時間は7時から22時までとする。

2 談話コーナーで飲食をする場合は、ゴミ等の後始末を必ず行うこと。

3 TVの視聴や録画については、個人での独占とならないよう留意し、譲り合って使用すること。自習時間の使用は控える。

(食堂)

第20条 食事や会議、行事等で食堂を利用する場合は、職員同伴または職員に申し出ること。

(生活訓練室)

第21条 生活訓練室の利用を希望する者は、職員の許可を得たうえで『生活訓練室利用届』に必要事項を記入すること。

2 生活訓練室の器具利用や片づけについては、別途定める利用細則に従うこと。尚、利用細則は感染症対策等により随時変更する。

(共有物)

第22条 寄宿舍の共有物は丁寧に取り扱い、所定の場所及び使用時間を守ること。共有物の使用を希望する場合は、必ず職員に申し出ること。

第23条 空調設備については、熊本県立学校空調設備運用に係る運用方針に従い、職員で管理をする。冷房：7月1日～9月30日 暖房：12月1日～3月31日

共有物	使用場所	使用時間等	備考
扇風機	舎室	随時	冬季は回収する
アイロン スチームアイロン	舎室 生活訓練室	7時～22時	自習時間を除く
電子レンジ IHコンロ	生活訓練室	利用細則に準ずる	
健康器具 遊具	舎室 談話コーナー	下校後～22時	
乾燥機 洗濯機	洗濯場	6時30分～22時	自習時間は洗濯室 入口のドアを閉めること

(禁止事項)

- 第24条 施設設備の器物損害や、他の舎生や職員に対して、暴言・暴力・過度な要求・SNS等での誹謗中傷があった際には、退舎とする。
- 第25条 共有箇所を除き、入舎時に定められた居住棟以外への出入りは原則禁止する。
- 第26条 健康増進法に基づき、学校及び寄宿舍の敷地内を全面禁煙(電子タバコも同様)とする。また、灰皿や吸い殻の持ち込みも認めない。
- 第27条 寄宿舍は教育的機関であるため、酒類(ノンアルコールを含む)の持ち込みを禁止する。また、酒気帯び状態での寄宿舍内への立ち入りも認めない。
- 第28条 政治や宗教に関する意見や態度は互いに尊重しなければならない。寄宿舍において、特定の政治的な信条上の見解や宗教上の教義を広め、もしくは批判する言動や活動を行ってはならない。

第4章 食事・衛生

(舎食に関するルール)

- 第29条 舎食は、原則として食堂で食べる。但し、体調不良時や感染症の状況によっては別途対応する。
- 2 厨房から舎食の提供がある場合は、事前注文に基づき、必ず舎食を食べること。
 - 3 厨房との取り決めにより、舎食の取り置きは調理終了から2時間までとする。(朝食は7時から9時まで、夕食は17時から19時まで)
 - 4 舎食で提供される食品以外は、食堂に持ち込まないこと。但し、お茶は許可するものとし、水筒の衛生管理を徹底すること。

(衛生管理)

- 第30条 個人の飲食物は、必要に応じて談話コーナーの冷蔵庫で管理すること。また、ゴミエチケットを守り、決められた場所へ捨てること。
- 第31条 時季ごとに衣替えや寝具交換を行い、収納棚や引き出しの整理整頓を心がけること。
- 第32条 学期ごとに計画された大掃除には協力的に参加すること。また、夏季休業中は害虫駆除を行うため、舎室の荷物は全て持ち帰ること。

第5章 安心・安全

(貴重品の管理)

第33条 トラブル防止のため、お金や貴重品、その他物品の売買及び貸借を禁止する。

第34条 貸与された舎室機の鍵は、各自、管理を徹底すること。

- 2 鍵を必要としない場合は、その旨を職員に申し出ること。また、紛失防止のため、週末に帰省する際は寄宿舍に預けること。

(悩み・相談の対応)

第35条 ひとりで悩みや不安を抱え込まず、いつでも、誰にでも、必ず相談すること。

また、他の舎生の様子がいつもと違う場合は、必ず職員に伝えること。

(感染症の予防)

第36条 手洗いや手指消毒、必要に応じたマスクの着用等を心がけること。

- 2 時季を問わず、起床後や下校後は換気を積極的に行うこと。

(病気・けが)

第37条 風邪症状、その他の体調不良等で登校できない場合は、医療機関への受診または自宅で静養し、翌日以降に登校すること。

- 2 けがをした場合は職員に知らせ、応急処置を受けること。また、必要な場合は速やかに医療機関を受診すること。

(防災・危機管理)

第38条 自他の命を守り、防災意識を高めるため、定期的な防災訓練には必ず参加すること。

- 2 非常時に備え、飲料水や最低3食分の食料、着替え等が入ったバッグを準備しておくこと。また、必要に応じて中身の入れ替えを行うこと。
- 3 服薬が必要な者は常備薬を準備し、避難時に自分で持ち出せるよう保管しておくこと。
- 4 自身に、あるいは身近で体調不良やけが、身の危険が生じた際は、最寄りのナースコールで知らせること。

第6章 通信・情報

(電話)

第39条 携帯電話、その他情報端末を寄宿舍に持ち込む場合は、貴重品と同等の管理をすること。

- 2 通話の際は隣室に十分配慮するとともに、自習時間中の使用は極力控えること。また、寄宿舍の外線については、緊急性がなければ自習時間は取り次がないものとする。

(情報端末)

第40条 自習時間のパソコン、その他情報端末の使用については、学習目的に限り使用可とする。

- 2 情報端末の浴室やトイレ等への持ち込み、または使用を禁止する。併せて、日課や健康の妨げにならないよう十分気をつけること。

附則

この心得は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。